

春日部市都市公園条例の一部を改正する条例

春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は表（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項又は表が存在しない場合にあっては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;">（公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の5</p> <p>2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。次条において「令」という。）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p style="text-align: center;">（公園施設の設置基準の特例）</p> <p>第1条の6 <u>令</u>第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>5 前条第2項の規定にかかわらず、令第8条第1項の条例で定める割合は、次の表の左欄に掲げる都市公園に限り、同表の右欄に掲げる割合とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園名</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大沼公園</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>南栄町第1近隣公園</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>谷原第1公園</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>中央町第3公園</td> <td>100分の70</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	割合	大沼公園	100分の60	南栄町第1近隣公園	100分の60	谷原第1公園	100分の80	中央町第3公園	100分の70	<p style="text-align: center;">（公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の5</p> <p style="text-align: center;">（公園施設の設置基準の特例）</p> <p>第1条の6 <u>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。）</u>第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>
公園名	割合										
大沼公園	100分の60										
南栄町第1近隣公園	100分の60										
谷原第1公園	100分の80										
中央町第3公園	100分の70										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。